

議案第8号

日野町印鑑条例の一部改正について

日野町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町印鑑条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正されたため、日野町印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

現行では印鑑の登録を受けることができないものとされている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げるものを除く。）」と改める。

3 附則規程

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

日野町印鑑条例の一部を改正する条例

日野町印鑑条例（昭和 53 年日野町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票に<u>あっては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合)にあっては、当該氏名の片仮名表記

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票)にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)

(4) 略

(5) 男女の別

(6) 略

(7) 略

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合)にあっては、当該氏名の片仮名表記

附 則

この条例は、公布の日から施行する。